

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成22年第10回定例会)

- 1 期 日 平成22年10月27日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時50分
- 2 出席委員
- |      |         |  |
|------|---------|--|
| 委員 長 | 青 木 克 己 |  |
| 委 員  | 星 野 龍 子 |  |
| 委 員  | 澤 村 洋 子 |  |
| 委 員  | 鈴 木 大 地 |  |
| 委 員  | 植 松 榮 人 |  |
- 3 出席職員
- |            |           |  |
|------------|-----------|--|
| 教育総務部長     | 柴 崎 一 雄   |  |
| 学校教育部長     | 押 田 俊 介   |  |
| 生涯学習部長     | 藤 田 勉     |  |
| 教育総務部参事    | 若 林 一 敏   |  |
| 学校教育部参事    | 諏 訪 晴 信   |  |
| 学校教育部参事    | 井 上 隆 夫   |  |
| 学校教育部参事    | 染 谷 昭 子   |  |
| 学校教育部参事    | 木 原 誠     |  |
| 生涯学習部次長    | 早 瀬 登 美 雄 |  |
| 生涯学習部副技監   | 及 川 隆 志   |  |
| 企画管理課長     | 飯 島 稔     |  |
| 施設課長       | 飯 塚 和 夫   |  |
| 学校教育課長     | 江 口 和 夫   |  |
| 指導課長       | 辻 利 信     |  |
| 総合教育センター所長 | 大 野 博 之   |  |
| 社会教育課長     | 星 昌 幸     |  |
| 青少年課長      | 寄 主 義 之   |  |
| 青少年センター所長  | 田久保 正 彦   |  |
| 菊田公民館長     | 岡 野 布 治 平 |  |
| 新習志野公民館長   | 鈴 木 正 敏   |  |
| 教育総務部主幹    | 牧 野 岳 彦   |  |
| 教育総務部主幹    | 江 口 浩 雄   |  |
| 学校教育部主幹    | 江 川 陽 史   |  |
| 学校教育部主幹    | 鈴 木 博     |  |
| 生涯学習部主幹    | 浅野目 俊 紀   |  |
| 生涯学習部主幹    | 関 文 雄     |  |

#### 4 会議内容

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第40号ないし議案第43号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

議案第40号ないし議案第42号の非公開部分の会議録については、市長から議会への提案後に公開とすることについて諮り、全員異議なく決定された。

委員長が

本日の日程について、議案第40号ないし議案第43号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成22年第9回定例会及び第4回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 平成22年習志野市議会第3回定例会一般質問について

(企画管理課)

平成22年習志野市議会第3回定例会一般質問(教育委員会分)について、11名の議員から17件の質問があった。その主なものを報告する。

まず、今年の夏は、記録的な猛暑ということもあり、「学校教育施設の冷房設備の設置状況並びに暑さ対策」に関する質問が、2名の議員からあった。

現在、小学校と中学校は全校、保健室、事務室、パソコン室、LL教室に冷房機を設置している。職員室、校長室等の管理諸室への冷房機の設置は、大規模改造工事施工時にあわせて整備を進めているところであり、現在までの設置状況は、小学校については職員室6校、校長室11校、中学校については、職員室3校、校長室4校となっている。

普通教室の暑さ対策としては、夏休みがあることや、耐震補強工事及び老朽化対策の大規模改造工事の安全対策事業を最優先課題としていることから、扇風機を設置し対応しており、現在、小学校については10校、中学校には全校設置している状況にはある。

今後については、まだ扇風機が設置されていない小学校の普通教室について、できるだけ早期に設置していきたいと考えている、と答弁している。

次に、教育問題について関連し、「地域図書館民営化について」の質問があった。

教育委員会では、平成24年度当初を目途として市内に5館ある市立図書館のうち、専門的職員や根幹的な業務を大久保図書館に集約し、他の4図書館の管理運営に指定管理者制度を導入することを検討しており、効果としては、サービスの向上や専門業務の充実が図られ、経費の削減効果も期待できる。

市民への説明については、複数の場所で土曜日や日曜日に、市民説明会を開催することを予定しており、説明会で出された意見については、社会教育委員会議で報告し、今後の図書館行政を進めていくうえでの参考としていきたいと考えている、と答弁している。

次に、市民に開かれた市政について、「各種行政委員会の現状について」の質問が、あった。

教育委員会を含めた各種行政委員会の会議の開催案内と会議録・会議資料の公開の現状についてということだが、教育委員会会議は、定例会を原則、毎月第4水曜日に開催、必要に応じ臨時会を開催しており、開催案内については、開催前に市ホームページに日時・場所・付議する案件を掲載し、会議についても公開を原則として開催している。

会議録については、教育委員会会議で承認をいただいた後、市ホームページに掲載及び情報公開コーナーにて閲覧に供しているところであるが、会議資料については、ホームページ等に掲載していない。

なお、平成21年7月からは、非公開案件の会議録についても、非公開とする理由が消滅した時点で公開していくよう取り組んでおり、今後も開かれた教育行政の運営に努めていきたいと答弁している、と概要を報告

委員が

道徳教育について、「魅力的な教材を開発する」とあるが、開発した教材とはどのようなもので、どのように用いて授業を展開しているのか、と質問

指導課長が

道徳の授業において副読本をそのまま使用するだけでなく、新聞記事を元に授業を構成したり、こども達の意見を出しながら授業を展開したりするなど、従来の規定された資料を読み取るだけの授業ではなく、幅広いところから教材を探すなどしている、と回答

学校教育部参事が

新聞記事の他にテレビ番組等の一部を教材として活用したり、低学年において文章を絵に表して大画面で映し出して授業を行ったりもしている、と回答

委員が

道徳教育で今年度、重点的に取り組んでいる事項が3点あるが、具体的に重点をおいて学校に指導していることはあるのか、と質問

指導課長が

全教育活動の中でどのような活動が道徳的に価値があるのかという、道徳的な観点から年間指導計画を見直したり、学校教育活動全体でどのように道徳心を培っていくか見通しをもって取り組む教師を位置づけたりしている、と回答

委員が

小中学校全てに冷房機を設置すると、約12億7千万円の経費が必要とのことだが、扇風機に替えた場合にはかなり経費が抑えられると考えられる。こども達も普段の生活を考えると冷房なしで過ごすのは難しいため、なるべく早い段階での扇風機の設置を要望するが、方針等があるならば教えてほしい、と質問

施設課長が

現在、扇風機が付いていない小学校6校の教室に設置すると約1千100万円の経費が必要となる。施設課としては、設置に向けて平成23年度予算の要求をし、なるべく早く対応していきたいと考えている、と回答

委員が

来年度の中学校の教科書採択についての質問にある「適正」とはどのような意味なのか、と質問

指導課長が

日本国憲法の理念に従った教科書を採択するべきとの趣旨からの質問であったが、教育委員会としては、すべての教科書は文部科学省の検定を通っているため、日本国憲法の理念に反する教科書はないものと考えている。そのため、今年度と同様に地域や子ども達の実態を考慮しつつ、適正かつ公正な教科書採択を進めていきたいといった旨の答弁をした、と回答

委員が

道徳教育について、日本人として特別なものはどのようなことをしているか、と質問

指導課長が

日本の伝統的な文化を大切にしたり、日本の歴史を踏まえたりするなどし、日本を愛する気持ち、地域を愛する気持ちを育みながら、子ども達の教育を進めている、と回答

委員が

特別支援教育について、特別支援学校の分校と分教室の違いは何なのか、と質問

指導課長が

特別支援学校の中には小学部・中学部・高等部があり、その一部のみの設置は分教室となる、と回答

委員が

市立小・中学校にある特別支援学級とは違うものなのか、と質問

指導課長が

特別支援学校は近隣では、千葉県立八千代特別支援学校や千葉県立船橋特別支援学校といったものであり、市立小・中学校にある特別支援学級とは違うものである、と回答

学校教育部長が

障害には様々な種類や程度がある中、比較的程度が軽い子どもには特別支援学級、程度が重いまたは重複している子どもには特別支援学校で学ぶ機会を設けているが、本市には県立の特別支援学校が設置されていないため、分校、分教室の設置を県に要望している、と回答

委員が

幼稚園再編計画と通園区域変更について、「再編計画は習志野市が築いてきた幼児教育を公立幼稚園から私立幼稚園に転換するもの」との記述があるが、幼稚園はいずれすべて私立になるということなのか、と質問

学校教育部主幹が

通学審議会において再編計画に反対している一部の委員の意見であり、市の方針で幼稚園をすべて私立化するというものではない、と回答

委員が

学校のグラウンド整備の状況について、日常の維持管理レベルのものは学校で対応し、学校で対応できない、大掛かりなものは教育委員会において対応しているということだが、予算の組み方はどのようになっているのか、と質問

施設課長が

地盤や排水対策の抜本的な対策といった大掛かりなものについては、経費も大きくなることから、個別に財政担当と協議し、予算要求をしている、と回答

委員が

学校の水道については、劣化等による蛇口の錆や汚れに対する対応をどのように行っているのか、と質問

学校教育課長が

学校の水道水については定期的に水質検査を行っている。錆や汚れについては点検を行しながら、劣化の激しいものから順次交換し対応している、と回答

委員が

交換の目安や基準はあるのか、と質問

施設課長が

飲み水については、保健所が規定している基準に沿って対応している。蛇口の交換についての基準は定めていないが、スムーズに動かなくなった時点で、修理・交換を行っている、と回答

委員が

子ども達が蛇口を使いづらくなったのであれば、学級担任や学校を通して対応するのか、と質問

学校教育課長が

各学校では、月1回を基準として定期的に安全点検を行っており、水道も点検項目となっているため、点検の中で交換が必要と認められる場合には修理・交換をしている、と回答

委員が

グラウンド整備で簡易なものは学校で対応しているということだが、どの程度のものまで学校で対応するのか基準があるのか。また公務に追われ、対応する時間が割けないような状況になることはないのか、と質問

施設課長が

グラウンドの凹凸を調整させる土については、施設課でその学校に適した土の種類を選定及び必要数量の判断をし、学校に入れている。整地は学校で対応できるものはしてもらうが、学校だけで対応できない場合には施設課で協力している。また、専門の業者が必要となる場合には施設課で対応している、と回答

委員が

新スポーツ広場対策についての質問の主旨は、と質問

生涯スポーツ課長が

近隣市において、スケートボードやインラインスケートができる場所があるため、本市においても青少年の健全育成の観点から新スポーツの活動場所の提供を考えてもよいのではないかという趣旨の質問と認識している、と回答

委員が

幼稚園再編計画と図書館への指定管理者制度の導入に関する質問において、説明会を「計画している」「予定している」と、答弁しているものがあるが、その後の対応が重要なので、しっかり対応してほしい、と要望

学校教育部主幹が

幼稚園再編計画と通園区域の変更の説明会については、議会で答弁した時点では決まっていなかったが、8月から9月にかけて影響の大きい地区で説明会を実施した、と発言

社会教育課長が

図書館への指定管理者制度の導入に関する説明会は、9月に指定管理者制度導入予定の4図書館で実施した、と発言

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

**議案第44号 平成22年度末及び平成23年度習志野市立高等学校教職員  
人事異動方針の制定について (学校教育課)**

学校教育課長が

平成22年度末及び平成23年度習志野市立高等学校教職員の人事異動を適正かつ円滑に進めるために、千葉県教育委員会の異動方針に準じて、習志野市立高等学校教職員の異動方針を定めようとするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第45号 習志野市立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則の制定について** (学校教育課)

学校教育課長が

習志野市立高等学校授業料等を定める条例の一部改正に伴い、同条例の授業料を徴収する特別の事由を定めるために、習志野市立高等学校授業料減免規則の一部を改正するものである。主な変更点としては、規則に「徴収」を追加するため、名称を「習志野市立高等学校授業料減免規則」から「習志野市立高等学校授業料の徴収及び減免に関する規則」への変更、授業料を徴収する場合の新たな条文の追加、また追加に伴う条ずれである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成22年11月24日(水)午後3時に決定された。

<議案第40号ないし議案第43号は非公開>

**議案第40号 習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について** (企画管理課)

企画管理課長が

習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について、市長に申し入れるものである。

今回見直しの対象となる教育委員会が所管する使用料・手数料は、市民会館、公民館及び富士吉田青年の家(小中学生の区分は除く)並びに富士吉田体育館の使用料の一部の改正となっている。

見直しの基本的な考え方としては、適正な受益者負担を確保していく観点から、「使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、3年ごとに定期的な使用料・手数料の見直しを実施しようとするものであり、具体的な使用料の見直し手法としては、年間の人件費・光熱水費等の必要経費を管理運営費として算出し、それに対して、年間に利用される日数・時間等の利用コマ数で割り返し単価を算出している、と概要を説明

委員が

使用料はどのように算出しているのか、「適正」とはどのような考えなのか、と質問

企画管理課長が

人件費や光熱水費等、施設の管理運営にかかる経費や民間で同様なサービスを利用した場合との比較から算出している、と回答

教育総務部長が

施設使用における受益者負担の考え方について、市民生活に欠かせないサービスで、公共性が高く民間では採算が合わないサービスなどは全額市税で負担するが、市民生活に欠かせないものではないサービスや民間に任せても採算が合うサービスなどは受益に見合う負担率の設定を測定し、利用者に負担してもらっている、と回答

生涯学習部次長が

スポーツ施設については、利用する人、利用しない人がいる中で、民間でも経営しているところがある。そのような場合にはかかる経費の全額を受益者に負担していただく。また、市民会館についても営利団体も利用できる施設であるため、全額を受益者に負担していただく。しかしながら、公民館については、地域の生涯学習の進展・拡大の場であり、市と市民が協働して活動する場でもあるため、経費の半分を市で負担し、残り半分を受益者に負担していただくとしている。今回は3年ごとの定期的な使用料・手数料の見直しを行う中で、算出した金額が従来の使用料との差が5%未満であればそのままとし、5%を超える場合は使用料の見直しを行うとして提案するものである、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第40号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第41号 工事請負契約の締結について

((仮称) 杉の子こども園建設工事 (建築工事))

(施設課)

教育総務部主幹が

平成24年度開設予定の(仮称)杉の子こども園の建設工事(建築工事)の工事請負契約の締結について市長に申し入れるものである。現在、市の契約課で手続き中であり、10月1日に工事契約の公告をし、29日に開札、11月2日に仮契約の予定となっている。そのため、契約金額及び契約の相手方は未定となっている旨説明し、了承を得る。また、契約の方法は制限付き一般競争入札としているが、これは習志野市内に本店か建設業法に基づく許可を得た営業所を有している、または千葉県内に本店を有していることが入札参加の資格となっている、と概要を説明

委員が

制限付き一般競争入札にするのは何故か、と質問

教育総務部主幹が

契約については、契約課で業者の選定を行っており、入札は一般競争入札が原則ではあるが、市内もしくは県内で実績があるなど、地元で地盤を置いていることを優先して制限付き一般競争入札としている、と回答



委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第41号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第42号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について (生涯スポーツ課)**

生涯スポーツ課長が

平成23年3月下旬開設予定の習志野市芝園テニスコート・フットサル場の新設に伴い、習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し入れるものである。使用料の考え方としては、テニスコートについては市内の他のテニスコートと同一料金とし、フットサル場についてはテニスコートと同一施設内でクラブハウスを共有することから面積案分にて算出した。また、照明使用料は秋津テニスコートの照明使用料を基本とし、電気料金と設備の維持管理の経費から算出した、と概要を説明

委員が

使用料はテニスコートもしくはフットサル場を1面使用した場合の料金となるのか、と質問

生涯スポーツ課長が

テニスコート及びフットサル場1面に対する料金となるので、例えばテニスコートを2人で使えば半分ずつ負担して使用することが可能である、と回答

委員が

市外者は使用料が2倍になるとのことだが、市内・市外の区分はどこで判断するのか。複数で利用することとなると思うが、市内者と市外者がいる団体の場合はどうなるのか、と質問

生涯スポーツ課長が

現状では、利用者が市内者か市外者かを確認したうえで、市内者が半数以上であれば、市内の料金を適用することとしている、と回答

委員が

予約の方法はどのようになるのか。土日などは予約が集中することが考えられるが、どのように対応するのか、と質問

生涯スポーツ課長が

現在、市内にあるテニスコートでは先着順としているが、新しいテニスコートにおいても同じようにするか、違う方法にするかは検討中である、と回答

委員が

予約できるのはいつからとなるのか、と質問

生涯学習部主幹が

現状では4週間前からの予約となっている。土日などは予約をする方が並んでいるので、先着順とするか抽選とするかなど、現在検討中である、と回答

委員が

使用料は3年ごとに見直すとのことだが、他のテニスコートの使用料を見直すのと同様に芝園テニスコートの使用料も見直すことになるのか、と質問

生涯学習部次長が

基本的に市の施設は3年ごとに使用料を見直す、指定管理者制度を導入している施設については、指定期間が終了し、更新する時に見直すとしている。現在、スポーツ施設については5年間で指定期間としているため、3年ごとの見直しとは別の形になる。また、すでに指定管理者制度を導入しているスポーツ施設は、現在、2期目の2年目であるが、新設される芝園テニスコート・フットサル場も同じ時期に指定期間を更新し、できる限りすべてのスポーツ施設が同じ指定期間となるようにしたいと考えている、と回答

委員が

使用料は市内者が多ければ市内料金で、市外者が多ければ市外料金とのことだが、全員身分証明書等でチェックするのか、また予約の人数と実際に使用している人数をチェックするのか。営業目的での使用やプロの選手が来る場合はどうなるのか。駐車スペースはどうなるのか、といった様々な問題点があると思われるので、しっかり対応してほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第42号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第43号 習志野市スポーツ振興審議会委員の任命について

(生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が

スポーツ振興法第18条第4項及び習志野市スポーツ振興審議会条例第4条の規定により任命するものである、と概要を説明

採決の結果、議案第43号は原案どおり可決された。

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言